

概要版

第 三 期

川俣町 子ども・子育て 支援事業計画

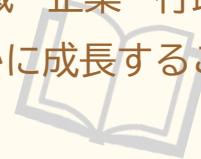
令和7年度～令和11年度

令和7年3月
川 俣 町



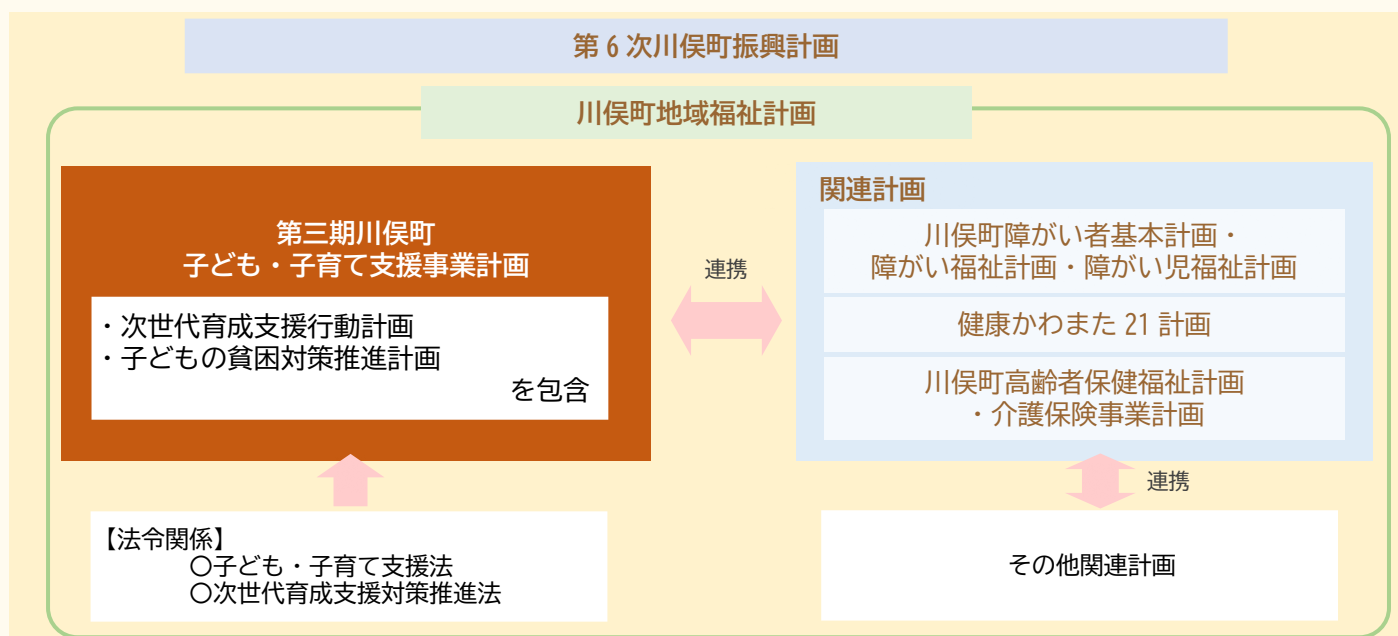
1 子ども・子育て支援事業計画とは？

「第三期川俣町子ども・子育て支援事業計画」は、本町で子育てをするすべての方が質の高い幼児期の教育・保育を受けることができるよう、町民・地域・企業・行政など町全体で子育てを支え「子どもの視点に立った、子どもが健やかに成長することができる社会の実現」をめざした計画です。



● 計画の位置づけ

- ・本町では、これまで「第二期川俣町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子ども・子育て支援施策を総合的に推進してきましたが、この計画が令和6年度末で終了することから、新たに「第三期川俣町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。
- ・本計画は、上位計画である「第6次川俣町振興計画」をはじめ、地域福祉計画等の各種福祉計画とも調和がとれた計画として策定しました。



● 計画の期間

- ・本計画は、令和7年度から令和11年度までの5か年を期間とします。ただし、本町のおかれている現状を踏まえ、国や福島県の行政施策の動向等、社会経済情勢の変化を見極めながら、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

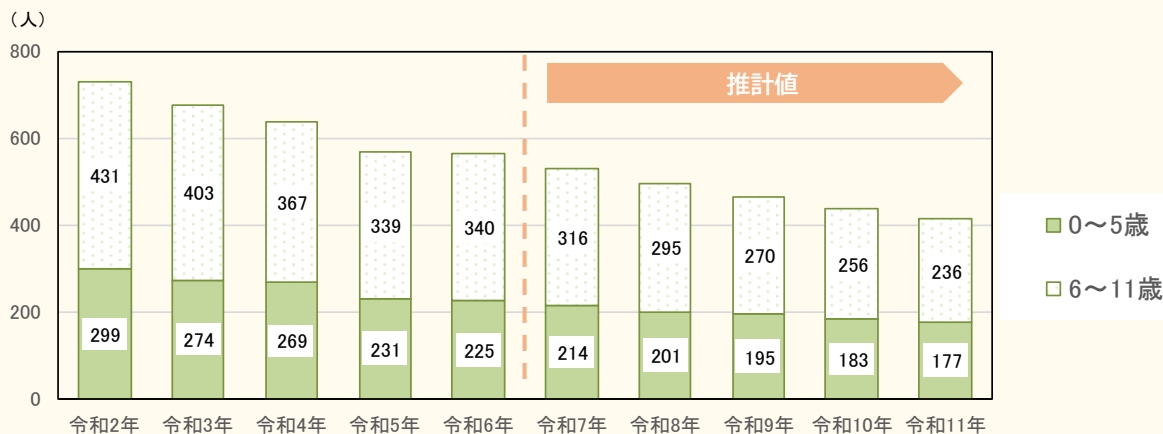
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第二期 川俣町子ども・子育て支援事業計画					第三期 川俣町子ども・子育て支援事業計画				
					見直し				

2 子ども・子育てを取り巻く現状

● 児童人口等の推移

児童人口（0～11歳）の推移

－ 令和2年⇒令和11年：児童数は約6割に減少 －



※出典 令和2～6年：住民基本台帳（各年3月31日現在）

※令和7～11年：住民基本台帳からコーホート変化率法による推計（各年3月31日現在）

出生数の推移

－ 令和4年を除き、40～50人前後で推移 －



	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
出生数	39	40	48	24	48

※出典：人口動態統計

● 子育て支援に関するニーズ（アンケート調査結果）

－ 子どもの遊び場（機会や場所）へのニーズが高い －

●子育てで困ること●

- 1位：安心して遊ばせられる場所がない
- 2位：子どもが安全に通れる道路がない
- 3位：ベビーカーでの移動が不自由

●子育てをする上で必要なサポート●

- 1位：子どもを遊ばせる場や機会の提供
- 2位：親のリフレッシュの場や機会の提供
- 3位：子どもの発達や幼児教育のプログラムの提供

3 計画の基本的な考え方

● めざすまちの姿

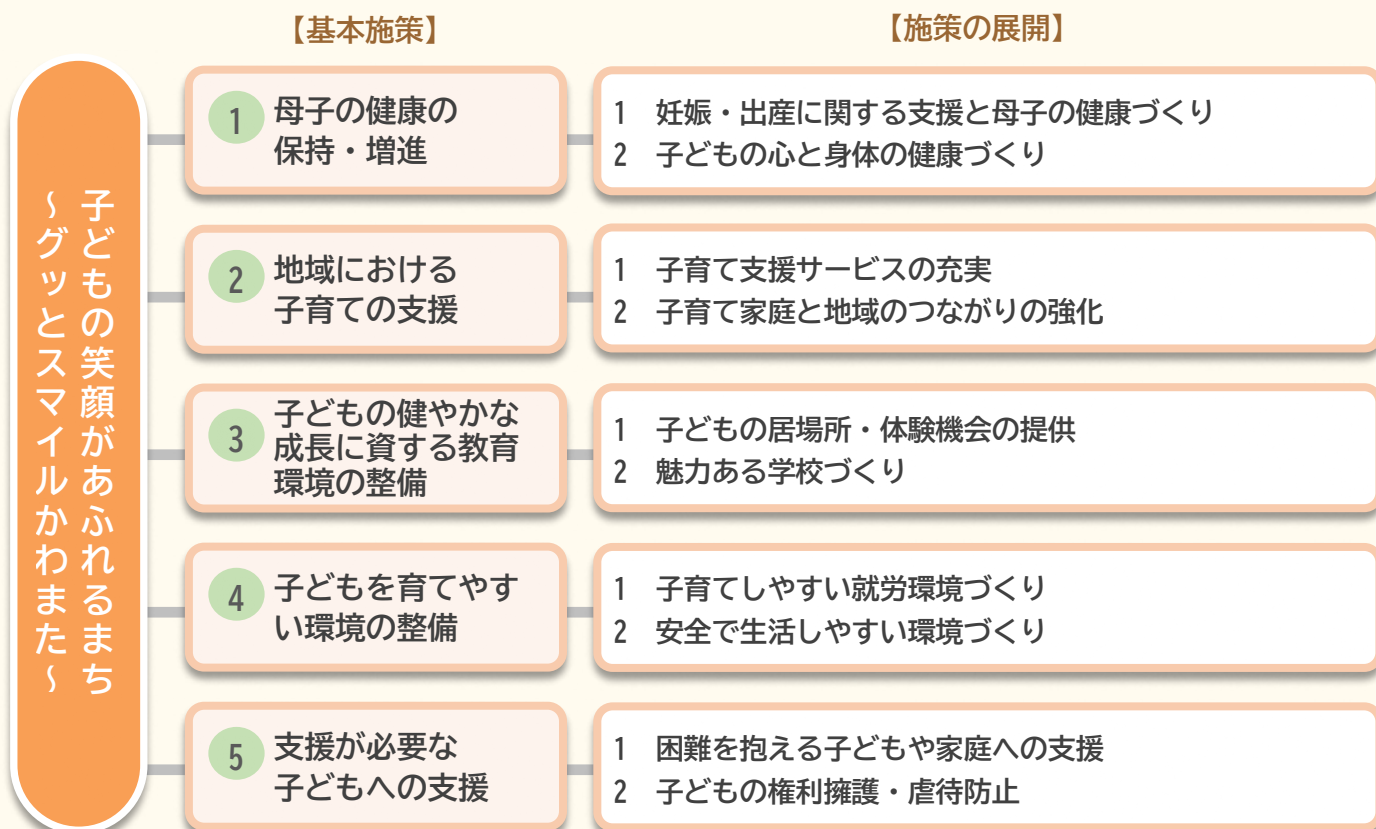
子どもの笑顔があふれるまち

～ グッとスマイルかわまた ～



・ 澄んだ空気と清冽な水、緑に囲まれた自然豊かな本町において、引き続き子どもが安心して学び遊べる環境と、安心して子どもを産み、子育てのできる環境を整備し、誰もが自然に笑顔があふれる町をめざしていきます。

● 計画の施策体系



4 子育て支援施策の展開



基本施策1 母子の健康の保持・増進

- ・安全な妊娠・出産ができるよう身体的・精神的・経済的な支援の充実を図るとともに、母子の健やかな成長に向けて適切な支援を提供していきます。
- ・健康診査や訪問指導等を実施するとともに、相談体制を整備します。
- ・子どもの時期から正しい生活習慣と基礎体力を身に付けるための健康教育を推進するとともに、予防接種事業やむし歯予防の充実を図り、疾病予防と健康の増進に努めます。
- ・学校や地域での食育の機会の充実を図ります。

基本施策2 地域における子育ての支援

- ・利用者の多様化するニーズに対応し、一体的な教育・保育サービスの提供をめざして、認定こども園のさらなる充実を図ります。
- ・子育て家庭の経済的負担を軽減するための助成を行います。
- ・身近なところに、いつでも気軽に親子で集い、交流できる場所の提供を進めるとともに、各種相談事業の充実に努めます。
- ・町、子育て経験者、子育て支援サークル、NPO等が連携・協力し、子育て家庭同士や子育て家庭と地域との交流の促進を図ります。



基本施策3 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備

- ・子どもたちが自分らしく、安全に過ごすことのできる遊び場や居場所づくりに努めます。
- ・地域や学校での多様な体験や交流を通して生きる力や豊かな人間性を育むための機会、社会との関わりを実感できる機会の充実を図ります。
- ・体験的・問題解決的な学習の展開、生命を大切にする心や他人を思いやること、善悪の判断などの規範的意識等を身に付けるための道徳教育の充実など、学校教育の充実に努めます。

基本施策4 子どもを育てやすい環境の整備

- ・ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発を行うとともに、仕事と子育てが両立できるような働きやすい環境をつくるための支援を推進します。
- ・男性の育児参加を促すための支援を行うとともに、男女雇用機会均等法の制度理解を図る機会の充実や男女共同参画に関する意識啓発など、年齢や性別にとらわれない社会づくりを推進します。
- ・ガードレールの未設置場所の解消など安全性の高い道路や歩道整備を進めるとともに、チャイルドシート着用の啓発など交通意識の醸成のための取り組みを行います。また、子どもが犯罪等の被害に遭わないような安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます。

基本施策5 支援が必要な子どもへの支援

- ・障がいのある子どもや生活に困難を抱えていると考えられている子どもなど、支援を必要とするすべての子どもの生活の安定に向けた支援を行います。
- ・子ども一人ひとりが幸福に、愛情に満ちた環境の中で成長する権利を守り育むため、児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応に努めるとともに、地域の全ての子ども・家庭の相談に対応する専門的な相談体制を整備します。

5 サービスの量の見込みと確保内容

● 教育・保育の量の見込みと確保内容

教育・保育給付の認定区分

認定区分	対象者	提供施設・事業
1号認定	3～5歳（幼児期の教育のみ）	認定こども園、幼稚園
2号認定	3～5歳（保育の必要性あり）	認定こども園
3号認定	0～2歳（保育の必要性あり）	認定こども園



教育・保育の量の見込みと提供内容

- ・これまでの利用状況や今後の出生数の動向から、国が示す標準算式を参考に量の見込み及び確保の内容を算出しました。

区分	計画終了年度 (令和11年度)	
	量の見込み	確保の内容
認定こども園、幼稚園、保育所	140人	218人
1号：3～5歳（教育）※1	24人	60人
2号：3～5歳（保育）※2	63人	90人
3号：0歳	15人	18人
3号：1歳	19人	25人
3号：2歳	19人	25人
地域型保育事業	0人	0人

※1：幼児期の学校教育のみ ※2：保育の必要性あり

提供体制、確保策の考え方

- 教育の定員数については、令和6年度現在、認定こども園1園（かわまた認定こども園）、公立幼稚園1園（山木屋※現在休園中）での提供体制があります。
- 保育の定員数については、令和6年度現在、かわまた認定こども園での提供体制があり、長時間の預かり保育も行っています。
- 令和7年度から令和11年度にかけては、児童人口は減少するものの、各家庭のニーズに応じた教育・保育サービスを提供することが重要となります。

● 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保内容

・これまでの利用状況や今後の出生数の動向から、国が示す標準算式を参考に量の見込み及び確保の内容を算出しました。

事業名	事業の内容	計画終了年度（令和11年度）	
		量の見込み	確保の内容
時間外保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間に、認定こども園において保育を実施する事業です。	34 延人/年	34 延人/年
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。	54 実人/年	54 実人/年
子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。	1 実人/年	1 実人/年
地域子育て支援拠点事業	公共施設や認定こども園に乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供等を行う事業です。	2,563 延人/年	2,563 延人/年
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、幼稚園、認定こども園などにおいて、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。	850 延人/年	850 延人/年
病児・病後児保育事業	病児・病後児について、病院等に付設された専用スペース等において、看護師や保育士等が一時的に保育する事業です。	19 延人/年	19 延人/年
ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児・児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。	508 延人/年	508 延人/年
妊婦健康診査事業	妊婦の健康状態の把握や保健指導を実施するとともに、妊娠期間中において必要に応じた検査を実施する事業です。	387 延人/年	※3
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月未満の乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。	27 実人/年	※4
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。	14 実人/年	※4
利用者支援事業（母子保健型）	子ども及びその保護者等が、教育・保育施設（認定こども園等）や地域の子育て支援事業等を円滑に利用することができるよう、子育て支援などの関係機関との連絡調整等を実施する事業です。	1 か所	1 か所
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。	40 実人/年	40 実人/年
子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業です。	122 延人/年	122 延人/年
児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える児童等に対して、子どもの居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつながりを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。	18 実人/年	18 実人/年
親子関係形成支援事業	親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。	34 実人/年	34 実人/年
妊婦等包括相談支援事業	妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援と一体的に実施する事業です。	71 回/1組当たり	71 回/1組当たり
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	保育施設等に通園していない児童を対象に、保護者の就労の有無にかかわらず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度です。	6 人/日	6 人/日
産後ケア事業	産後のお母さんの身体的な回復のための支援、授乳の指導及び乳房ケア、育児相談、保健指導などを行う事業です。	1 延人/年	1 延人/年

※3：産科医療機関、助産院において実施

※4：町の保健師による訪問

川俣町子ども・子育て支援施設一覧

● 教育・保育施設

施設名	所在地	問い合わせ先	対象
かわまた認定こども園	川俣町字川原田 46	024-566-2111 (子育て支援課)	0～5 歳
山木屋幼稚園（休園中）	川俣町山木屋字小塚山 9-1		4～5 歳

● 放課後児童クラブ

施設名	所在地	問い合わせ先	対象
わいわいクラブ	川俣町字五百田 21	024-566-2111 (子育て支援課)	小学 1～6 年生

● 放課後子ども教室 【問い合わせ先】 024-566-2111（子育て支援課）

施設名	実施場所	活動中連絡先	対象
川俣たのしい教室	川俣小学校	080-8226-6096	小学 1～6 年生 
福田たのしい教室	福田公民館	080-1650-3894	
飯坂たのしい教室	飯坂公民館	080-1650-5268	
小島たのしい教室	小島公民館	024-566-3297	
富田たのしい教室	小神公民館	080-1650-3895	
福沢たのしい教室	羽山の森美術館	080-1650-3896	

● その他の子育て関連施設等

団体名／施設名	実施場所	問い合わせ先
こども家庭センター	川俣町役場 保健福祉課、 子育て支援課 内	024-566-2111 (健康増進係、子育て支援係)
子育て支援センター	川俣町字川原田 46 (かわまた認定こども園内)	024-572-6133
子育てほっとステーション	川俣町保健センター	024-566-2111 (子育て支援係)
川俣町子どもの屋内運動場 (おてひめわくわくランド)	川俣町字新中町 84-3	024-572-3502

第三期川俣町子ども・子育て支援事業計画 概要版

福島県川俣町 子育て支援課

〒960-1492 福島県伊達郡川俣町字五百田 30 番地
TEL : 024-566-2111 FAX : 024-566-2438